

令和5年度 業務運営方針

《 法 人 》

はじめに

前年度の課題を引き継ぎながら、高齢・少子化、人材不足、福祉ニーズの多様化等に加え、3年に及ぶ新型コロナウイルス感染予防への対応など事業運営には厳しい課題がある。新しい中期計画（2023年～2027年）の始めとなるが、法人として60年の歩みを生かし、新しい課題にも対応しながら運営を進めていく。

1. 中期計画に基づく事業展開

(1) 利用者支援

すぎな会の経営理念の筆頭にある、「人間としての尊厳を重んじる姿勢」を改めて意識し、人権を尊重した利用者支援を遂行する。各事業所それぞれの利用者状況、活動状況に応じて、生活の安定、生活の質の向上、楽しみの工夫、活動機会の拡充等を推し進めていく。

ア すぎな会愛育寮

トイレ改修工事とともに生活環境の整備を推し進める。

イ すぎなの郷

高齢・病弱の利用者の対応として、医務体制の充実を図る。

ウ デイセンターつくし

利用者・職員状況に合わせ、活動構成を見直していく。

通所利用者の朝の迎への体勢整備をする。

エ 生活ホーム・生活ホームⅡ

地域生活の安定と推進を図る。

オ 相談支援事業所すぎな

計画相談や相談支援センター業務を通じ、相談業務の専門性を高めるとともに、地域における包括的福祉ニーズをとらえ公益的取組に繋げていく。

(2) 新規事業に向けた取組み

ア 多機能型事業所の開設準備

地域支援活動の拠点及び包括的支援の拠点として多機能型事業所の建設に向け検討に入っていく。法人敷地内（市街化調整区域）1,780㎡の空き地への建設については、行政当局との調整はできており、今後は、事業内容を固めていく。

(3) 施設整備について

ア すぎな会愛育寮トイレ改修工事の継続

計画・着工が遅れた当工事を安全に進める。それにより、利用者の生活環境の改善と支援環境の向上を図る。

イ グループホームスプリンクラー設備整備工事の継続

前年度補助金事業として、第 7 生活ホームの整備工事が進行中である。他ホームも順次、消防法令上設置義務に迫られることになり、必要に応じ対応する。

ウ 隣接農地の買収

すぎな会体育館脇の私有農地を買収し、今後の農地活用の準備をする。かねてから所有農家の売地意向はあり、その時期ととらえる。

2. 人材確保と雇用の安定

これから迎える超高齢化社会における人材の確保の難しさは、すでに始まっている。コロナ禍による企業活動の不安定さや雇用不安がさらに複雑化させ採用活動にも影響を及ぼしている。引き続き計画性と採用方法の強化・工夫を図らなければならない。以下は継続課題とする。

(1) 採用活動・広報において担当部門を強化する（現場職員の参画）。

(2) 職員処遇の水準を維持しキャリアパスを明確に示し意欲を持って働ける職場環境をつくる。

(3) 人材育成について、内外研修の充実と有効な人材活用を図る。

3. 公益的取組の推進

社会福祉法人として、地域において包括的な役割を担えるよう取り組んでいく。(継続)

(1) 「かながわライフサポート事業」及び「生活困窮者自立支援事業」を基盤に、包括支援の充実に努める。

(2) 地域の福祉的課題を把握し、公的サービスになりにくい問題にも取り組んでいく。

4. 地域との連携

コロナ禍での制約が緩和され、日常活動を取り戻していくことが予測されるため、地域と様々な連携・交流を再開し事業活動の広がりと活性化を図っていく。

5. 家族・後見人との関係

コロナ禍において、家族の会並びに個々の家族・後見人との関係が取りにくい状況が続いているが、施設状況、法人運営状況等について適宜情報を発信し、これまで同様意見交換できる土壌を崩さず、法人運営に生かしていく。

以上

《 すぎな会愛育寮 》

重点実施目標

1. 意思決定支援の取り組み推進と将来に向けた支援
2. 福祉職としての人材育成の推進
3. 行動チェックリストに基づく自己点検の実施

業務運営方針

1. 法人の業務運営方針に基づいて施設運営における課題解決に向けた取り組みを推進し、支援体制の安定を図る。
 - (1) 支援体制の安定
 - ア 入所支援と生活介護事業のバランスがとれた支援体制を目指し、昨年度より試行している職員配置の変更を精査し、安定した支援体制を構築する。
 - イ 昨年度に続き、利用者状況に応じた支援と環境整備を行い、入所施設としての機能を充実させる。
 - (2) 福祉職の人材育成と働きがいのある職場環境の整備
 - ア 多様な外部研修を活用し、内部の人材育成ではOJTを基本に福祉職支援員としての育成に努める。
 - イ 引き続き、施設内、法人内の他施設、事業所とも活発な意見交換を行い、風通しの良い職場環境を充実させる。
 - ウ 職員一人ひとりが心身ともに健康で意欲的に就業できるよう、職員との面談を継続、また様々な機会をとらえて意見交換を行う。
2. 利用者個々人の現在の生活と将来の生活を見据え、支援のあり方について検証、検討を重ねる。
 - (1) 利用者の意思と自己決定を尊重した支援を推し進めるために日々の支援を通して、現在と将来に向けた支援を継続、推進する。
 - (2) 日中活動の充実、安定を図るために職位配置と活動素材の開拓を行い、個々の利用者の日常生活の充足並びに将来を見据えた支援となるよう取り組みを継続する。
 - (3) 利用者の望む生活を利用者とともに考えるために多職種連携による検討を継続し、個別支援計画に基づく支援を進める。また利用者個々の生活の向上と心身の健康維持に努める。
 - (4) 施設内外の安全点検及び管理を適切に迅速に行い、清潔で安全、安心で

- きる生活環境の維持に努める。
- (5) 利用者、職員ともに地域社会の一員として地域活動に参加し、利用者個々に応じた社会参加の支援を積極的に取り組む。
 - (6) 新型コロナウイルス感染予防の徹底を継続するとともに、日常的な外出や人との交流ができるよう工夫を重ねて支援に取り組む。
3. 支援における質の向上を図るため、昨年度からの懸案事項である支援員としての行動について自己点検を実施する。
4. 施設利用満足度調査を実施する。

以上

《 すぎなの郷 》

重点実施目標

1. 高齢化・重度化等に伴う生活支援と日中活動の充実に向けた取り組み推進の継続
2. 支援体制・職場環境の整備と安定化推進の継続
3. 利用者の人権に配慮し、意思を尊重した支援への取り組み
4. 行動チェックリストに基づく自己点検の実施

業務運営方針

1. 施設運営を組織的かつ円滑に進めるため、以下の事項に取り組む。
 - (1) 支援体制を整え、職員一人ひとりが責任を持って役割を発揮し業務を遂行すると共に、利用者支援の向上に努める。
 - (2) 職員間の意思疎通が図られ、風通しの良い職場環境となるよう、意見交換等を定期的に行う。
 - (3) プロジェクトチーム活動の推進と研修等を通して、知識・支援技術の向上に努める。また、OJTと内外研修等を通して人材育成に努める。
2. 利用者支援について、以下の事項に取り組む。
 - (1) 高齢化・重度化の進む要介護者、活動的な利用者それぞれの個々の状態に合わせた適切な支援方法を検討し取り組む。
 - (2) 日々充実した日中活動が安定的に行えるよう、取り組みを推進する。

- (3) 利用者の人権に配慮し、日々丁寧な支援を心掛ける。意思を尊重し充実した生活が送れるよう、取り組みの検討を行い支援の向上に繋げる。
 - (4) 生活環境の安全点検・整備を定期的に行い、清潔保持・健康維持と事故防止に努める。
 - (5) 新型コロナウイルス感染予防の徹底を継続するとともに、制限のある中でも工夫を凝らし充足感を持てるよう支援に取り組む。
- 3. 支援における質の向上を図るため、昨年度からの懸案事項である支援員としての行動についてチェックリスト作成を行い、自己点検を実施する。
 - 4. 施設利用満足度調査を実施する。

以上

《 すぎな会生活ホーム 》

重点実施目標

- 1. 利用者の人権に配慮し意思を尊重した生活支援
- 2. 安定した支援体制
- 3. 行動チェックリストに基づく自己点検の実施

業務運営方針

- 1. 利用者支援について以下の取り組みを行う。
 - (1) 利用者が安心して暮らせるよう人権に配慮し、意思を尊重した支援を行う。
 - (2) 職員間で意思疎通を図り、情報を共有しながら利用者が必要としている支援に取り組む。
 - (3) ホーム間で連携、協力し支援体制の安定に努める。
- 2. 人権擁護の研修をはじめ、必要に応じてホーム支援員会議などを利用した研修会を開催し利用者支援の質の向上を目指す。
- 3. 安定した支援体制になるよう、職員の人材確保に努める。
- 4. 新型コロナウイルス感染予防対策を継続し、利用者・職員共に感染予防に努めながら、外出などの楽しみが行えるよう支援に取り組む。

5. 支援における質の向上を図るため、昨年度からの懸案事項である支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。
6. 施設利用満足度調査を実施する。

《 すぎな会生活ホームⅡ 》

重点実施目標

1. 高齢化に対応した地域生活の支援
2. 利用者の人権に配慮し意思を尊重した生活支援
3. 行動チェックリストに基づく自己点検の実施

業務運営方針

1. 利用者支援について以下の取り組みを行う。
 - (1) 日中の支援及び介護を必要とする利用者が地域において、豊かな生活が送れるよう意思を尊重した支援を行う。
 - (2) ホームでゆとりのある生活や日中活動を利用するなど、個々人に合った日中の過ごし方を継続して模索していく。
 - (3) ホーム間で連携、協力し支援体制の安定に努める。
2. 人権擁護の研修をはじめ、必要に応じてホーム支援員会議などを利用した研修会を開催し利用者支援の質の向上を目指す。また、介護技術の研修も計画的に実施していく。
3. 新型コロナウイルス感染予防対策を継続し、利用者・職員共に感染予防に努めながら、外出などの楽しみが行えるよう支援に取り組む。
4. 支援における質の向上を図るため、昨年度からの懸案事項である支援員としての行動についてチェックリストを用いて自己点検を実施する。
5. 施設利用満足度調査を実施する。

《 デイセンターつくし 》

重点実施目標

1. 支援体制と活動素材の再整備
2. 職員の支援技術の向上
3. 行動チェックリストに基づく自己点検の実施

業務運営方針

1. 法人の業務運営方針に基づいて事業所運営における課題解決に向けた取り組みを推進し、支援体制の安定を図る。
 - (1) 支援体制の安定
 - ア 現在取り組んでいる活動の検証を行いながら、地域との連携も視野に入れた素材の開拓に取り組む。具体的には、現在の活動素材を活かした地域展開や農福連携について模索、検討を進める。
 - イ 今後の活動再編成を踏まえて、昨年度7月に体育館から移動した作業棟3階活動室、管理棟2階活動室、けやきの家の利用方法について検討を進める。
 - ウ 昨年度来懸案であった朝夕の送迎を安全で安定した体制で実施できるよう検討を進め、今年度中の実施を目指す。
 - (2) 福祉職の人材育成と働きがいのある職場環境の整備
 - ア 多様な外部研修を活用し、内部の人材育成ではOJTを基本に福祉職支援員としての育成に努める。
 - イ 引き続き、施設内、法人内の他施設、事業所とも活発な意見交換を行い、風通しの良い職場環境を充実させる。
 - ウ 職員一人ひとりが心身ともに健康で意欲的に就業できるよう、職員との面談を継続、また様々な機会をとらえて意見交換を行う。
2. 利用者の人権擁護と意思の尊重、安全で安心できる日中活動の支援に努める。
 - (1) 利用者の意思と自己決定を尊重し、個別支援計画に基づく支援を押し進める。
 - (2) 日中活動の充実、安定を図るために活動素材の開拓を検討し、個々の利用者の日常生活の充足並びに将来を見据えた支援となるよう取り組みを継続する。
3. 支援における質の向上を図るため、昨年度からの懸案事項である支援員と

しての行動について自己点検を実施する。

4. 施設利用満足度調査を実施する。

以上

《 相談支援事業所すぎな 》

重点実施目標

1. 相談支援体制の安定化
2. 相談支援専門員の質の向上
3. 行動チェックリストに基づく自己点検の実施

業務運営方針

1. 障害児者相談支援事業全般で利用者の人権擁護に努め、意思を尊重した支援となるよう取り組み、関係機関との情報共有を図り、円滑な相談支援を進める。
2. 安定して事業運営に取り組めるよう安心して相談できる環境の整備、必要な備品、物品等の環境整備を進める。
3. 引き続き、かながわライフサポート事業、厚木市生活困窮者自立支援事業を通し、関係機関と連携して地域における公益的な取り組みを進めていく。
4. 相談支援専門員の質の向上を図るため、それぞれが担当するケースの共有と検討の機会を定期的実施し、また必要な研修に積極的に参加する。
5. 支援における質の向上を図るため、昨年度からの懸案事項である支援員としての行動についてチェックリスト作成を行い、自己点検を実施する。
6. 施設利用満足度調査を実施する。

以上